

(様式2)

「京丹後市食育推進基本方針(案)」の概要

1 趣旨について

京丹後市では、食育の推進をめざし、関連計画に基づき関係各部局各課で取り組みを進めてきたところです。

今回、各分野での食育の課題を明らかにし、「食」に関わる関係機関、団体が認識を共有することで、食育の取り組みを体系化し、より総合的に推進するために基本方針を策定するものです。

2 方針の位置づけ

「食育基本法」の目的、理念を踏まえ、国、京都府の計画に基づき、京丹後市の他の関連計画との整合性を図り、京丹後市食育推進基本方針として位置づけるものです。期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とします。

3 内容について

基本理念「京丹後の豊かな恵みに感謝！笑顔あふれる市民の食卓づくりをめざします」

重点目標 1 京丹後に伝わる食文化を家庭や地域で学び、健康長寿をめざします
施策の展開

- (1) 家族揃った楽しい食卓をめざす
- (2) 各年代において食の体験を積み重ねる
- (3) 京丹後に伝わる食文化を伝承する
- (4) 各ライフステージに応じた、健全な食生活の確立により健康増進をめざす

重点目標 2 京丹後の食材(山・海・里の幸)を活かし、地産地消を推進します
施策の展開

- (1) 学校給食等における地産地消を推進する
- (2) 生産者と消費者の交流を図る
- (3) 地産地消の取り組みを推進する

推進体制

1. 「食」に携わる関係機関、団体等と連携し、地域の活力を総合した食育の取り組みを進めます。 【京丹後市食育推進ネットワーク】の設置
2. 庁内の関係部局が連携し、より総合的に食育の取り組みを進めます。
【庁内食育推進会議】の開催

5 施行期日について

平成26年4月1日から施行します。